

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和五十八年七月四日第十二号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和六年十一月一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 高 頭 秀 和

第四号	取消番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定の取消し に係る道路の 種類
令和六年十月二 十九日	指定の取消し の 年 月 日
埼玉県児玉郡神川町大字二ノ宮字西塚原百四番 四、百五番五、百五番六	指定の取消しに係る道路の位置
七十八・一一	指定の取消しに 係る道路の延長 (単位メートル)
六・二〇	指定の取消しに 係る道路の幅員 (単位メートル)